

新型コロナウイルス感染症の出席停止について

◎出席停止の場合

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・発熱等の風邪症状がみられる場合 など



*児童生徒等の家族等が感染者（陽性者）の濃厚接触者として特定され、PCR検査結果によっては、当該児童生徒等が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のために、判明するまでの間は「出席停止」を基本とします

◎出席停止の期間

- ・検査結果が陽性の場合、治癒するまで
（医療機関または健康福祉事務所の判断に基づく）
- ・検査結果が陰性の場合、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間

インフルエンザの出席停止期間について

- ・インフルエンザにあつては、発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
- ・ただし、病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないとみとめたときは、この限りではない。

学校保健安全法施行規則（第19条）より

例：発症後1日目に熱が下がった場合

発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 0日目
						
発熱	熱が 下がった	熱が 下がって 1日目	熱が 下がって 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	
出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	登校 可能

※上の図は最短基準です。熱が下がった日によって出席停止の日が延びていきます。